

## 給与制度の見直しに係る組合交渉

- 交渉日時 令和元年(2019年)11月19日(火) 11:00～11:35
- 交渉場所 市役所7階特別委員会室
- 出席者 当局側 副市長, 総務部長, 総務部次長, 人事課長, 行政改革課長,  
人事課主査, 行政改革課主査  
企業局管理部長, 企業局管理部次長, 企業局管理部総務課長  
病院局管理部長, 病院局管理部次長, 病院局管理部庶務課長,  
病院局管理部庶務係長  
組合側 市職労, 水道労組, 交通労組, 病院労組の各委員長, 書記長  
市職労書記次長

交渉項目	給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合) 給与改定と差額支給の関係は, 11月7日の公式事務折衝で組合との合意が前提ではあるが, 年内の給与改定と差額支給が可能であるということであったが, この間の国における改正法案の動向も含め, この考え方に変更がないか確認したい。</p> <p>(当局) 国においては, 給与法の改正法案が11月15日に可決・成立された。早急に組合との合意が得られれば, 関係条例の改正案を12月議会に提出したいと考えており, 議決を得られれば, 年内の差額支給を実施したいと考えている。</p> <p>(組合) 住居手当について, 改正の必要性は認めるが, 国における改正の主旨や地域の実情, 手当額が減額となる職員への影響を考慮し, 経過措置の一部見直しをお願いしたい。</p> <p>(当局) 基本的には住居手当にいても, 国公準拠という考え方は持っているが, 組合から提案のあった経過措置の取り扱いの部分については対応可能である。</p> <p>(組合) 会計年度任用職員の活用の考え方を伺いたい。</p> <p>(当局) 人口減少に伴い正規職員数の縮小は避けられないと考えており, 多様な任用形態を活用することは必要である。</p>

正規職員の人材育成や、職場の状況、それから組織体制がそれでいいのかということも含めて、正規職員とのバランスを考えながら、総合的に判断し、活用して行く必要がある。

(組合)

会計年度任用職員の給料等の今後の改定の考え方について今時点で何か考えがあれば聞きたい。

(当局)

正規職員に給与改定があった場合は、会計年度任用職員も同じく改定をしようと考えているが、具体的に実施時期等、制定しなければならないところもあるほか、国家公務員の非常勤の職員の取り扱いもあるので、早急に組合とも協議しなければならないと考えている。

(組合)

再任用制度について、現行は年金支給開始年齢までの雇用期間として運用しているが、給与水準や雇用期間の考え方を聞きたい。

(当局)

再任用職員は、市として、退職者の配置が必要もしくは効果的と考える職場において、経験のある退職者がいる場合に、正規職員とのバランスなどを考えて配置しており、できるだけそのような職場が確保されるように努めていきたいと考えている。

給与水準は、国家公務員の再任用職員と同額としており、基本的にこれは維持していきたいと考えている。

雇用期間は、国からの要請に基づいて、公的年金の支給開始年齢に達するまで、定年退職者が希望する場合は職位や職種を問わず再任用していくこととしており、公的年金の支給開始年齢までという基本の考え方は、公平性を保つために必要ではないかと考えている。

(組合)

長時間労働について、今年4月に時間外労働の上限規制が規則等に規定されているが、今現在の時間外労働の状況はどうか。

(当局)

今年度の上半期は昨年度の同時期と比較して、約5,100時間減少している。

これは、これまでも月45時間、年間360時間という目安を示して縮減に取り組んできていることから、この度規定したことだけでなく、いろいろな要因が重なって減少したのと考えている。

今後も、このような目安を持ちながら取り組んでいくこととし、管理職によるマネジメントが重要な要素ではあるが、ICTの活用や業務の見直し・改善など、いわゆる働き方改革に取り組み、結果的に時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと考えている。

(組合)

	<p>ひととおり給与制度の見直しについて、協議をしたが、住居手当の経過措置については弾力的な整理ができたので、これを持ち帰り早期にできれば今日中に回答したいと思う。</p> <p>また、この度のような改定だけではなく、市が外部に発注する際の委託料等において、地場の民間企業への配慮についても検討してほしい。</p> <p>再任用制度については、雇用期間を5年間までに延長を求めていきたいことから春闘までの期間で協議していきたい。</p> <p>時間外労働の関係は、職員の心身の健康のため、時間外の把握をしっかりととして欲しい。</p> <p>(当局)</p> <p>住居手当の見直しについては、経過措置の変更ということで、組合から提案のあったとおりに回答した。</p> <p>今日中に回答ということなので、そのようにお願いしたい。</p> <p>会計年度任用職員や再任用職員、時間外労働などについては、引き続き協議をしていきたい。</p>
交渉結果	(交渉終了)
備考	11月19日正式合意

(総務部行政改革課 令和元年11月19日現在)